

令和8年度文部科学省税制改正要望事項

令和7年8月

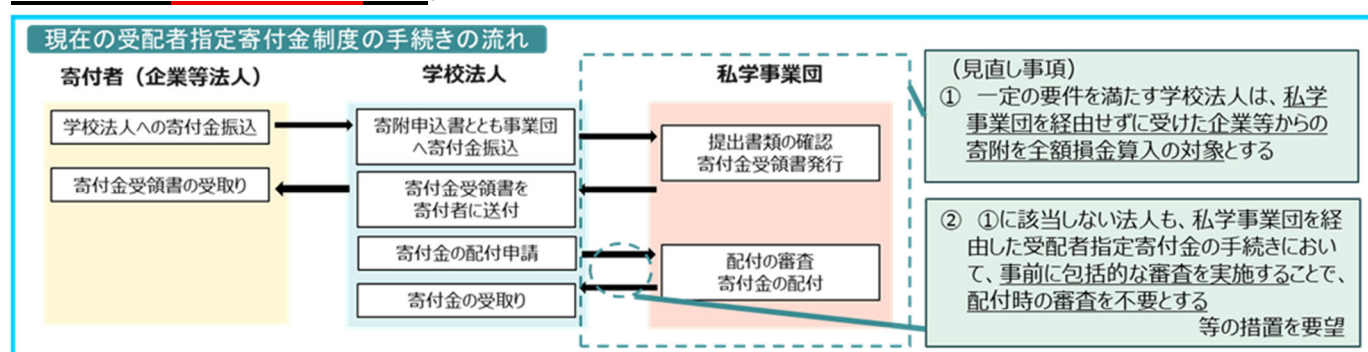
1. 教育関係		
(1) 拡充	学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化	【法人税等】
(2) 新設	地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設	【法人税等】
(3) 延長	教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の延長 (金融庁との共同要望)	【贈与税】
(4) 延長	東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長	【印紙税】
(5) 新設	いわゆる高校無償化と併せて進める、我が国の持続的な発展・成長に向けた人材育成の強化に係るシステム改革の財源確保のための検討の開始	【事項要望】
2. 科学技術・学術関係		
(1) 延拡	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 (経済産業省等との共同要望)	【法人税等】
(2) 新設	アーベル賞受賞に伴う国際的に評価される学術賞で交付される金品に関する非課税措置の指定の拡充	【所得税等】
3. 文化関係		
(1) 延拡	障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長及び拡充 (国土交通省との共同要望)	【固定資産税等】
4. その他		
(1)	学校教育法の改正に伴う専修学校に関する税制上の所要の措置	【法人税等】
(2)	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長 (厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望)	【法人税等】
(3)	高等学校等就学支援金制度の拡充に伴う税制上の所要の措置	【所得税等】
(4)	全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置 (厚生労働省、財務省、総務省との共同要望)	【所得税等】
(5)	第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始 (内閣官房等との共同要望)	【事項要望】

令和8年度 文部科学省税制改正要望事項の概要

1. 教育

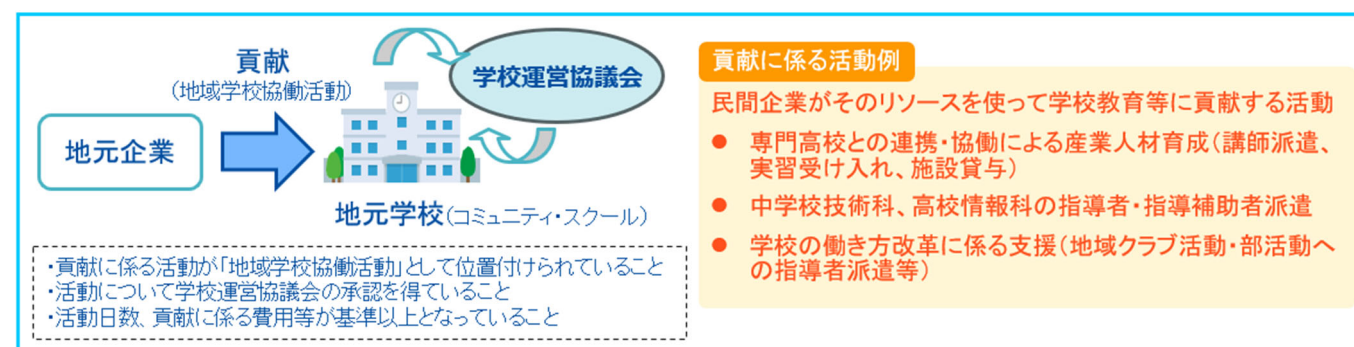
(1) 学校法人に係る指定寄附金制度の充実及び手続の簡素化【法人税等】

法人寄附の実績が一定以上のものであって、寄附金募集に係る手続きや寄附金の使途等についての一定の要件を満たすものへの法人寄附について、全額損金算入の対象となるよう、指定対象の拡大を図るとともに、受配者指定寄付金の配付等の手続にあたり、一定の要件を満たす寄付金について手続を簡素化する。



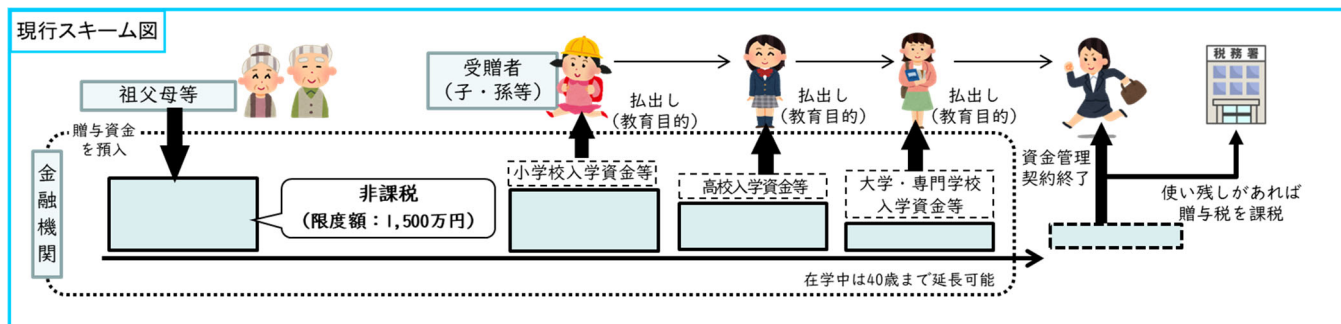
(2) 地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設【法人税等】

地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除する。



(3) 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長【贈与税】 (金融庁との共同要望)

教育資金に充てるために直系尊属が直系卑属を受贈者として金融機関と教育資金管理契約を結んだ場合に、受贈者1人につき1,500万円(学校等以外の者に支払われる金銭については500万円)まで贈与税を非課税とする本措置について、適用期限を3年延長する。



(4) 東日本大震災により被害を受けた学校法人等に対する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長【印紙税】

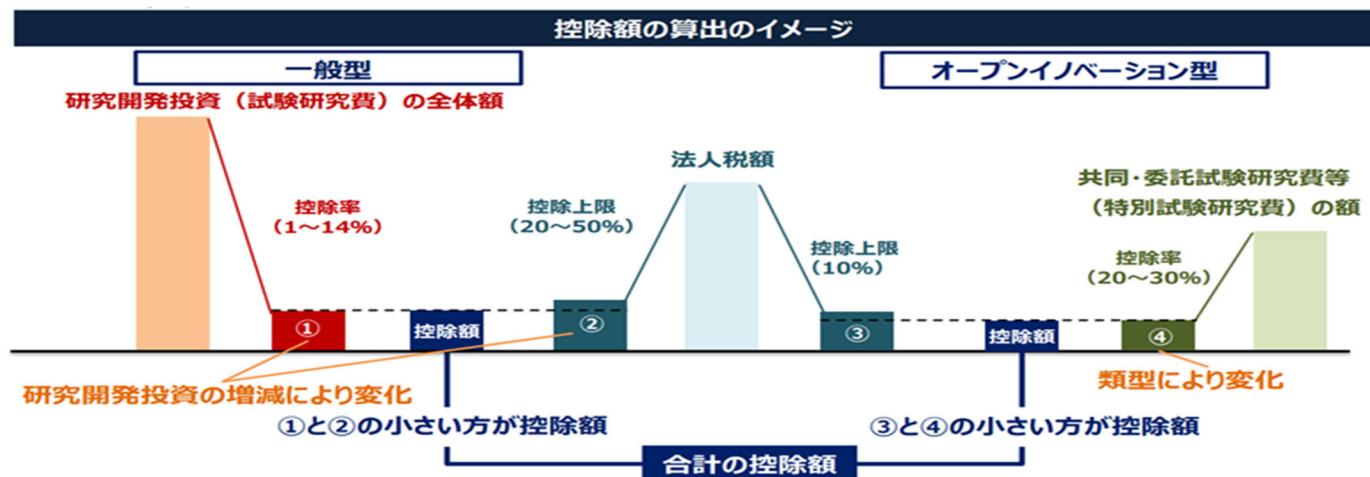
東日本大震災において罹災した学校法人等が、日本私立学校振興・共済事業団から東日本大震災に被災したことを原因とする貸付を受ける際、消費貸借契約書の印紙税を非課税とする本措置について、適用期限を5年間延長する。

※上記の他、「いわゆる高校無償化と併せて進める、我が国の持続的な発展・成長に向けた人材育成の強化に係るシステム改革の財源確保のための検討の開始」を要望【事項要望】

2. 科学技術・学術関係

(1) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長【法人税等】
(経済産業省等との共同要望)

いわゆる「研究開発税制」については、既存の一般型やオープンイノベーション型の時限措置の適用期限を延長するほか、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の新設や、高度研究人材の活用などのオープンイノベーション型の制度利用要件の拡充などを図る。



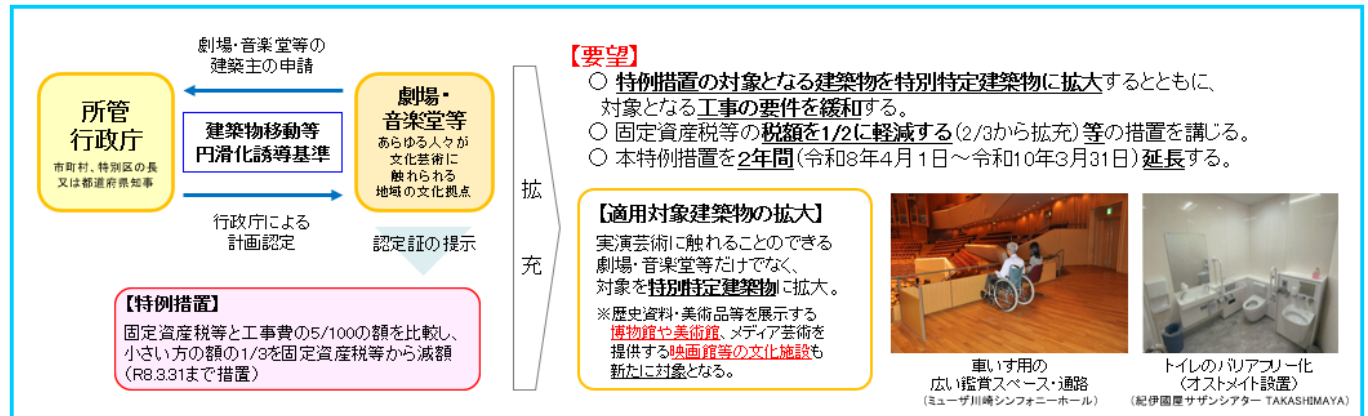
(2) アーベル賞受賞に伴う国際的に評価される学術賞で交付される金品に関する非課税措置の指定の拡充【所得税等】

「数学のノーベル賞」と称され国際的に評価される学術賞である「アーベル賞」の受賞者に交付される金品（賞金）について、2025年の日本人初受賞を契機とし、数学分野における研究の更なる振興のため、ノーベル賞等と同様に非課税措置の対象とする。

3. 文化関係

(1) 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長及び拡充 【固定資産税等】(国土交通省との共同要望)

民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準に適合するバリアフリー改修を行う場合に固定資産税等を減額する本措置について、適用期限を2年間延長するとともに、対象施設及び措置内容の拡充を図る。



4. その他

（１）学校教育法の改正に伴う専修学校に関する税制上の所要の措置【法人税等】

専修学校に専攻科を設置することができることとする改正学校教育法（令和８年４月１日施行）の規定を踏まえ、専攻科を設置する専修学校についても、これまで専修学校の各課程に適用されていた税制上の措置を引続き講ずる。

（２）退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長【法人税等】（厚生労働省、財務省、総務省等との共同要望）

私立学校教職員に係る「退職等年金給付」の積立金に対する特別法人税を撤廃又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長する。

（３）高等学校等就学支援金制度の拡充に伴う税制上の所要の措置【所得税等】

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金について、制度拡充後においても、公租公課禁止及び滞納処分による差押禁止の措置を引き続き講ずる。

（４）全世代型社会保障構築のための税制上の所要の措置【所得税等】（厚生労働省、財務省、総務省との共同要望）

現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を生かして支え合う「全世代型社会保障」の構築に向けて、社会保障審議会等で検討を行っているところ、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。

※ 上記の他、「第１次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始」を要望【事項要望】（内閣官房等との共同要望）